申込から利子補給を受けるまで

利子補給制度申込	住宅取得に係る売買契約後、利子補給制度申込
⬇	
登録通知書の送付	申込受付後、窓口から翌月下旬に登録通知書等を送付
⬇	
融資実行報告書の提出	融資実行後、窓口へすみやかに融資実行報告関係書類を提出 ※提出がない場合や、要件に適合しない場合は利子補給ができません。
⬇	
認定通知書の送付	融資実行報告関係書類審査後、窓口から認定通知書を送付
⬇	
利子補給金算定に係る書類及び交付請求書類の提出	1月上旬、窓口から請求書類の提出のご案内を送付しますので、期限までに必要書類をご提出ください。（受給期間中、毎年提出が必要） ・住民票 ・返済実績報告書兼交付請求書 ・償還（返済）に係る証拠書類のコピー（通帳のコピー等） ・取扱金融機関発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」のコピー ※各金融機関が定める手数料が必要となる場合があります。 **◆期限日までに提出がない場合や、要件に適合されなくなった場合は利子補給ができません。**
⬇	
交付額確定通知書の送付	4月上旬、窓口から交付額確定通知書を送付
⬇	
利子補給金の交付	4月中、大阪市から利子補給対象者の口座へ振込 ※利子補給期間中の償還に延滞が生じている場合は、窓口へすみやかに連絡してください。年末残高等証明書の金額が償還表の年末残高より大きい場合は、償還状況の詳細資料の提出を求めます。 なお、**償還を行っていない期間(延滞月)については、利子補給を行いません。** ※また、利子補給期間中に、住民税及び固定資産税納税証明書の提出を求める場合があります。 **提出がない場合や住民税又は固定資産税の滞納がある場合は、利子補給を行いません。**

― お申込・ご相談は ―

大阪市都市整備局　住宅支援受付窓口

〒530-8218　大阪市北区天神橋6-4-20　住まい情報センター4階
（Osaka　Metro「天神橋筋六丁目駅」下車3号出口）
（電　話）06-6356-0805
（受付時間）平日　午前9:00 ～ 午後5:30　（土、日、祝日及び年末年始は休業）